

米国商標出願オフィスアクション応答期間の短縮、正式施行

筆者：アルサラン・サフュラン (*Arsalan Safiullah*)

米国特許商標庁 (USPTO) は、2022年12月3日から米国商標出願に対するオフィスアクションの応答期間が3か月に短縮されると発表しました。変更前のオフィスアクションの応答期間は6か月でした。この変更は、商標近代化法 (Trademark Modernization Act of 2020) が議会を通過したことによるもので、いくつかの現行手続が改訂となりました。今回の改訂は特に、スピーディーな商標権利化を目指して追加されたものです。しかしながら、その結果、出願人は今、より短い期間以内にオフィスアクションへ応答しなければなりません。USPTOは、出願人による応答期間の延長請求を認めています。125 USドルの延長手数料を納付することで1回限り3か月の延長が可能です。

今回の変更は、米国商標法 §1(a) (現実の使用事実)、§1(b) (使用意志) 及び §44 (外国登録出願) をベースとして出願された商標出願が対象となります。しかしながら、2023年10月7日まで当該変更は登録後オフィスアクションには適用されません。

なお、今回の変更は、米国商標法 §66(a) に規定するマドリッドプロトコルをベースとする出願にも適用されません。これらの出願の場合、更なる対応期間が必要なため、オフィスアクションの応答期間は現行の6か月に維持されます。